

國第百二十一回

平成六年十一月十八日(金曜日)

委員の異動

補欠選任

十一月十八日 佐藤 謹啟
櫛崎 泰昌君 溝手 顯正君 吉林岡 大貳君
森山 真弓君 野村 五男君
角田 義一君 村田 誠醉君
寺崎 昭久君 平野 貞夫君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

一部を改正する法律案及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案、以上三案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

○下畠葉耕吉君　自由民主党の下畠葉でござります。

質疑のある方は順次御発言願います。

六年越しの一連の政治改革法案もいよいよ本日の参議院の政治改革特別委員会の審議をもつて大詰めを迎えるようといたしておるわけでございます。大変感慨深いものがあるわけでございまして、三百の小選挙区の区割り法案、あるいは政党に対する法人格の付与に関する法律、それから連座制の強化に対する公職選挙法の一部改正が本日のこの委員会で審議されているわけでございます。

細川内閣のときに政府は一連の政治改革法案を御提出になりました。そして、それは衆議院では可決されました。参議院のこの委員会でいろいろ御審議なされました。そして、参議院の本会議で否決されたわけでございます。憲法の規定に基づきまして両院協議会が開かれました。両院協議会においても議論わなかつたわけでござります。そこで、議長がお出ましになりましてお話し合いがなされ、細川総理大臣と当時野党でございました自由民主党の河野總裁との会談によつて妥協が図られました。そして、その妥協の結論が両院協議会に戻されまして、両院の合意ができたというところで法案がそれぞれ成立いたしました。それを受けまして区割り法案なりなんなり本日の法案にけなっているわけでございます。

○下稻葉耕吉君 ありがとうございました。

一連の法案が成立いたしましたと、一部の報道には総選挙をすぐやつたらしいじゃないかとういうふうな意見も報道されております。政治家のの中にもそういうふうに主張される方もおられるようございます。しかし、総選挙をやるかやらぬかといふのは全く総理の専権、解散するかしないかといふのは総理の専権でございまして、この機会にひとつ総理のお気持ちを伺っておきたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) これまで衆参両院の委員会で議論をする中で、今お話をございましたような意見も随分出されてまいりました。

よくお話を承っておりますと、今きておるこの連立政権というのは国民がそのことを認めている政権ではないという意見もございまして、それから選挙制度が変わつたんだから変わつた制度のもとで信を問い合わせて出直しをするのは当然ではないか、こういう意見もある。私はある意味では、当を得たともな意見だというふうに思います。

しかし、選挙というのはやっぱり一定の空白をつくるわけでありますから、今、当面する内外の諸課題を解決するための責任というのもございまして、同時にこれだけ大きく制度が変わつてくれるわけでありますから、その変わつた制度の中で何を選択してもらうのかという政党としての国民に訴える責任というものもあるわけでございます。

から、そういう点も総合的に判断をして私は決断をしなきゃならぬというふうに思いますが、もちろん考えてまいりましてまだまだその時期ではないのではないか。世論調査なんかを見ましても、そう急いで解散総選挙はすべきでないという声も相当反映されているところを見ますと、やはり当面する諸課題についてもっと責任を持つて解決を

○下畠葉耕吉君 これは歴代の總理がそうでございませんが、總理が一言解散をほのめかされると、もう世の中はとまらなくなつちやつて走り出すわけでござりますし、歴代の總理が寸前まで今のような御答弁をなさつておられるわけでございますが、非常に率直に御意見をおっしゃる村山先生のこととおりでございますので、今の御発言のとおりに素直に受け取つてまいりたい、このように思いました。

それで、具体的な法案の中身に入りたいと思ひますが、実は衆議院の審議の状況も私は記録等で拝見させていただきましたし、それから参議院の状況も承知いたしておりますのでござります。大体出尽くしたような感じでござりますけれども、まだ基本的に大切なところで審議が残されているような面もござりますので、きょうはその点だけをピックアップいたしまして御質問いたしたいと思います。

まず、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律、いわゆる政党等に対する法人格付与法について御質問いたしたいと思います。

この法律はいろいろ書いてござりますけれども、特に大切な問題は、提案理由の説明にもございましたように、そしてまたこの法律の第二条解釈規定の中にも明確に書いてあるのでござりますが、「この法律のいかなる規定も、政党の政治活動の自由を制限するものと解釈してはならない。」、こういうふうに規定されております。そして、この法律と関連いたします政党助成法の第四条にも「国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付さない」と書いてございます。これは素直に読めばそのとおりでございます。

だらうかといふことで私なりに考えてみたところ、会計検査院にお伺いいたしたいと思います。二つござります。一つは会計検査院の問題がどういうふうになるかといふと、一つは司法との関係、検察との関係がどういうふうになるのか、この二点だらうと思うのですが、さうあります。きょうはその点に絞りまして御質問いたしたいと思うのでございます。

そこで、まず会計検査院にお伺いいたしたいと思うのでござりますが、今申し上げましたように、政党助成法、それから今議題になつてゐる法律の第二条に政治活動の自由といふもの、それに對する制限を加へてはならないという規定がござります。片や憲法第九十条には、国の収入支出の決算はすべて毎年会計検査院がこれを検査し、国会に提出しなければならないという規定がござります。それとの調整が具体的にどういうふうな形で行われるのかが一番問題だらうと思うでございますが、まず検査院のお考えを承りたいと思います。

○会計検査院長職務代行(足田周朗君) お答え申上げます。

私ども会計検査院の検査活動は、先生御承知のとおり、会計検査院法に基づいて行われるものでございます。会計検査院は、国の毎月の収入支出について検査をすることになつておりますことから、國から政党に交付金が交付された場合における國の支出の段階の経理につきましては当然に検査の対象となるものでございます。それからまた会計検査院は、國が直接または間接に補助金、助成金等を交付しているものの会計につきましても必要と認めるときには検査できることになつておられます。したがいまして、國から政党に交付金が交付された場合には、交付された政党の経理についても本院の検査の対象となるというのが基本的な会計検査院法の認める権限でございます。

そして、私ども会計検査院いたしましては、政党交付金が交付されることになりました場合に非常に多額の国費が支出されることになるわけでもございますから、その予算の執行状況について

関心を持つて検査に臨む必要があると考えております。

現在、政党助成法等の施行に関する政省令がまだ制定されておりませんことから、具体的な取り扱い手続については承知しておりませんけれども、政党助成法等の規定によります限り、交付金額に係る報告書ですとか領収証書の写しあるいは内部監査人の監査意見書、公認会計士の監査報告書、こういった多数の関係書類が交付主体でござります自治省に提出されることになつております。

院法をおおつしやいましたけれども、会計検査院法では、例えは検査官会議でどういうふうなものを検査するかということを決めると十二条の三号に書いてある。それから検査の範囲の問題で、必要な検査事項とそれから任意的な検査事項がある。まさしく政党助成というのは必要な検査事項に該当しない、幾ら条文読んだって。二十三条の任意的な検査事項になつていて。二十三条の三号に「国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計」と、こういうふうに書いてある。これはやるかやらぬかというのは検査官会議で決めるということなんですね。そういうことですよ。

おっしゃるようなことで、できますといたいことじや、それは法律が死文化するんですよ。そういうふうなことで、任意的な検査事項であることはおっしゃったとおりでございますから、その辺のところを十分やつていだかぬとそれは行政の政治に対する干渉ということになりますよ。

今のは議論をあれまして、総理の御見解を承りたいと思います。

○國務大臣(村山富市君) 会計検査院の持つ機能、それから今回御審議をいただいております政党助成法との関連には、扱い方についてどのとうに調整をしなきやならぬかという課題は私は確かにあります。しかし、思想信条の自由とかにあると思います。しかし、思想信条の自由と

金を流すということになりますと、形式的には町村支部まで会計検査の対象になり得るわけですよ。そういうようなことまでやられますと、それはとてもじゃないが本法の趣旨にならないといふことを十分申し上げておきますし、総理の今の御答弁で私は満足でございます。

同じようなことで法務省にお伺いいたしましたいとと思うんですが、今までは政党というものは人格などございました。ところが今度、法人格を与えられ、財産なりなんなりができるというふうなことでびしつと決まっており、そしてそういうふうな団体に対して、政党要件を備える政党に対して金が来るということになります。

今までには、私どもが例えれば自由民主党の部会に

○会計検査院長職務代行(足田周朗君) 実際に政
党交付金が交付されることになった場合に、自治
省における支出段階の経理につきまして銳意取り
組んで検査を行つてまいりたい、このように考え
ております。

それで、自治省の検査の結果に基づきまして政
党交付金の支出の適否を確認することになるわけ
でございますが、その結果必ずしも十分に支出の
適否の確認ができなかつたような場合には、個別
に会計検査院法第二十三条一項第三号の規定によ
ります検査指定を行ふかどうか、こういった点に
つきまして、政党に対する法人格の付与に関する
法律案あるいは政党助成法に規定されております
政党の政治活動の自由との関係を十分に体しまし
て慎重に個別に検討してまいりたい、このように考
えているところでございます。

○会計検査院長職務代行(足田周朗君) 今、先生のおっしゃったとおりでござります。
○下稲葉耕吉君 そこで、昨年の十一月、衆議院の政治改革調査特別委員会でこの問題が議論されました。法制局長官、それから当時の総理大臣も答弁なさつておられました。結局、細川総理はどういうふうなことをおっしゃっているかといいますと、「会計検査につきましては、これは立法事務費と同じ扱い」、「云々」というようなことをおっしゃっています。立法事務費とね。それから山花国務大臣は、「御指摘の問題については、先ほど引用になりました会計検査院法二十三条によつて、内閣の請求があるときは会計経理の検査をすることができると、選択的な検査事項になつておられます。」ということを言っておられます。だから

め、あるいは法律案なりなんなりを審議する。最近は、今度はそれがさらに連立与党的政策調整会議に持ち込まれてそこで議論するというようになるとになっている。そして案なりなんなりが決まつたら政府にお届けして、そこで議論される。それで閣議決定されれば国会提案される。

私どもは公務員でございますので、委員会の趣旨でいろいろ審議する、これはまさしく職務行為でござります。ところが、その前の段階の政党的活動としての政策決定なりなんなりというのは、これが職務行為に今度はあるんだというふうなことになりますと、それに関連して汚職だとか何だかなんだということになる可能性なしとしない。だから、そういうふうな性格がこの政党助成法なり今一度の法律によって変わらぬのか変わらないのか。私は変わらないと思うんですけれども、法務省の責

○下橋栄新吉君 今、御説明を聞きますと、会計検査ができるんだと。ということになりますと、本法の二条の関係あるいは政党助成法の先ほど読みました四条の関係、本当にこんがらかってくるんです。そこが私は一番問題だと思うんです。条文には書いてあるけれども實際やりますというのいや、これは法の趣旨に合わない。

私は、そこに法律の二条なりあるいは助成法の四条の規定、その政治活動を制限しちゃならないというふうな規定との調和がある、調整しなければならぬところがあるんですよ。今、検査院がねらるる検査するか検査しないかというのには任意的な検査事項であって、しかもそれは立法事務費と同じような扱いなんだというふうなことを言つておられる。

○下福葉耕吉 行政の最高責任者としての経験の御答弁はなかなかすばらしいものだと思います。そういうような点を十分考慮してやらなければならぬにいたずらに摩擦を起こすというふうなことになる。

○政府委員(則定衛君) お答えいたします。
結論的には、今、下稲葉委員の御質問にございましたように、私どもが今回審議されております法案の内容や審議のやりとり等から理解いたしておりますところによりますと、政党助成法なりあるいは法人格付与法なりが成立いたしました場合に、国会議員の職務権限あるいは地方議会の議員たる御回答をいたさたいと思います。

なり支店長が、いやそれはわかつたということです、今度は部下を集めて、部下に今度は、ここでいう一番目の指揮ですな、指揮してやらすわけです。その支店長なりあるいは課長の気持ちとして、それは自分の信頼する社長が言うことだから一生懸命やろうというふうなそいついうふうな意図の人もあるかもしらぬし、一生懸命やつて票でも集めてやれば月給が上がるんじやないかなと思う人もあるかもしらぬし、あるいは偉くなるかもしらぬと思うこともあるかもしらぬ。そして、その課長自身は全然その候補者は知らない、面識もないというふうなことだとしましょう。それで部下を集めで指揮、監督する。そうするとこの人も選舉運動管理者ですわね。この人が買収、供應なりやつて捕まっちゃった。

○衆議院議員(保岡興治君) じつこんにしている

そういうふうな場合に、候補者は連座の対象になつて当選無効になるのかならないのか、そこだけお答えいただきたいと思います。

○衆議院議員(保岡興治君) じつこんにしている

国会議員と社長との間で先生が言われるような関係があれば、それは支店長であれ、そのまま下で支店長と一緒に中心的役割を担う者が違反をすれば、それは連座にかかると思います。

○下稲葉耕吉君 今申し上げました点が審議の過程で必ずしも明らかにならなかつた点でございま

す。ということは、結果的に買収、供應で捕まるような人は、それは事件の立て方によつてはもう全部連座にひつかかっちゃつて当選無効になるんです。それほど大変な法律だということを国民のお一人お一人、候補者自身あるいは選挙運動に従事なさる方々が御認識されているかどうか。そこまでの大変な法律だということを認識しているかどうか。これは私はよくわからないと思いますよ。疑問だと思いますよ。

そこで、最初に僕は総理に、その辺が重大などころだと。これは普通の広報のようなり方でやつていて後でぞろぞろやるんじやだめなんだ。犯罪のないような社会をつくることが大切

なり支店長が、いやそれはわかつたということです、今度は部下を集めて、部下に今度は、ここでいう一番目の指揮ですな、指揮してやらすわけです。その支店長なりあるいは課長の気持ちとして、それは自分の信頼する社長が言うことだから一生懸命やろうというふうなそいついうふうな意図の人もあるかもしらぬし、一生懸命やつて票でも集めてやれば月給が上がるんじやないかなと思う人もあるかもしらぬし、あるいは偉くなるかもしらぬと思うことがあるかもしらぬ。そして、その課長自身は全然その候補者は知らない、面識もないというふうなことだとしましょう。それで部下を集めで指揮、監督する。そうするとこの人も選舉運動管理者ですわね。この人が買収、供應なりやつて捕まっちゃった。

○衆議院議員(保岡興治君) じつこんにしている

そういうふうな場合に、候補者は連座の対象になつて当選無効になるのかならないのか、そこだけお答えいただきたいと思います。

○衆議院議員(保岡興治君) じつこんにしている

国会議員と社長との間で先生が言われるような関

係があれば、それは支店長であれ、そのまま下で支店長と一緒に中心的役割を担う者が違反をすれば、それは連座にかかると思います。

○下稲葉耕吉君 今申し上げました点が審議の過程で必ずしも明らかにならなかつた点でございま

す。ということは、結果的に買収、供應で捕まるような人は、それは事件の立て方によつてはもう全部連座にひつかかっちゃつて当選無効になるんです。それほど大変な法律だということを国民のお一人お一人、候補者自身あるいは選挙運動に従事なさる方々が御認識されているかどうか。そこまでの大変な法律だということを認識しているかどうか。これは私はよくわからないと思いますよ。疑問だと思いますよ。

そこで、最初に僕は総理に、その辺が重大など

ころだと。これは普通の広報のようなり方でやつていて後でぞろぞろやるんじやだめなんだ。犯罪のないような社会をつくることが大切

だ、そのためには国民に周知しなくちゃならない

という、そういうふうな大変重大な問題だと思う

んです。もう一遍、総理のひとつ御解説を承ります。

○國務大臣(村山富市君) 連座制にかかるかか

らぬかという判断というのは、それは具体的な

やつぱり事実関係に基づいて判断をせざるを得ま

せんから、どの程度までその意思が通じておつた

のか、個人が単独で自分の判断でやつたのか、そ

こらは大変難しい微妙な問題があろうかと思う

ですよ。

しかし、どういう事例があろうとも、連座制に

かかる、からぬにかかわらず、選挙活動の中で

供應、買収があるということはそれはよろしくな

いことでありますから、それは十分お互いに注意

しなきやならぬと思いますけれども、しかしそう

いうこともありますから、よほど考えてこの周知

徹底方を図らないと逆にまたいろんなマイナス面

も出てくるような面も心配されますから、正しく

認識ができるような形で周知徹底方を図ることは

本当に大事なことだし必要なことだということを

お話ししながら今さらに深く考えておるところ

であります。

○下稲葉耕吉君 時間も参りましたので、最後に

総理にお伺いいたしたいと思いますが、私は今回

の法案が成立することによって政治改革が終わ

たとは決して思いません。もう基本的な問題がた

くさん残っております。政治倫理の問題にしまし

ても、問題が起るとわっとその意向が上がりま

すけれども、歳月がなつとあとまたしばんじやう

す。そして今、我々が審議しておりますのは、その合意内容から来る最後の調整を法案として仕上げているんだと理解しております。この一時代を画

することになる政治改革の一部始終にかかわってまいつた者としまして、感無量のものがあります。これらの制度改革が政治腐敗の根源を断ち切つて、そして新しい時代の要請に適切に対応し、民主主義のよりよい実現に役立つてほしいと私は痛切に願っております。総理の御心境を聞かせていただければありがたい、こう思います。

○國務大臣(村山富市君) 先ほどもお答え申し上げましたけれども、また今、委員からもある経過を含めてお話をございましたけれども、六年間、その間には政権もたびたびかかるし、同時にまた、今お話をございましたように、衆議院で自民党案が否決をされて政府案が可決される、可決された法案が参議院に回ったらその法案が否決される、そしてまた戻ってきて、そして衆議院で否決されたその法案が生き返ってくる、こういうようないまだかつてないようなことまで起こつて、そしてようやくこちらに達しようとしている。

その経過を振り返つてみると、全く感慨深いものがあるわけありますけれども、それだけに、何のためにこんなことをしてきたのかというふうなことを考えてみますと、やっぱりこれは政治をきれいにする、そして政党政治、議会政治ですか

あるわけではありません。また、マスコミの調査による政党の支持率というふうなものを見ましても、支持する政党がないという層が増大をして大きな問題を示しております。

近の国会議員の選挙やら都道府県知事の選挙の投票率の低さ、これはもう極めて憂慮すべき状態にあるわけであります。また、マスコミの調査によると、政党の支持率といふようなものを見ましても、支持する政党がないという層が増大をして大きな問題を示しております。

考えてみますと、国や社会にとって最も危険なことは、政治に民意が反映しなくなること、政治が民意を離れてひとり歩きし始めると国が進む方

向を誤るというのは、これは今までの歴史が証明をしております。先ほど言いました投票率の低さ、あるいは政党を支持するという人が少なくなるっていくということは、これは民意と

いうものが政治から離れていくて、その現象ではないかと私は見ていています。そういう意味で、政党の最も大切にすべきものはこの民意をどう政治に反映させるかということであろ

う、こう思います。

そういう意味で、今回の一連の政治改革の法案の制定によって、有権者、国民の立場から立つた場合、本当の意味の民意を反映するという民主主義を実現する制度たり得るのかどうか、このところを絶えず我々が検証していくなければならない

立派な政治を機にお互いに心してやっぽり取り組んでいかなければなりません。その目的が達成されかなきやならぬし、その目的が達成されかなきやならぬという認識で、気持ちでいっぱいあります。

○本岡昭次君 ありがとうございます。

そこで、法案に関連しながら若干の質問をさせていただきます。

まずその第一は、政治改革が求めているものは

一体何なのかという、この問題であります。

私は、政治改革とは、人々が、これは国民ですね、国民が政治に興味と関心を持つて自分から責任を持って政治に参画しようというこうした気持をどうしたら持てるか、そのための政治の仕組みをつくっていく、これが政治改革ではないか、私はそういうふうに見ているんです。難しい言葉は抜きにします。そういう立場で見ますと、最近の国会議員の選挙やら都道府県知事の選挙の投票率の低さ、これはもう極めて憂慮すべき状態にあります。また、マスコミの調査による政党の支持率といふようなものを見ましても、支持する政党がないという層が増大をして大きな問題を示しております。

そういう意味から申し上げますと、政党が政策を決める過程、あるいは国会で法案が審議をされ一つの法案が成立する過程、そういう一つの過程がやっぱり透明度を高めてそして国民の皆さんによくわかるような形で進められていく、こういう扱い方についてもやっぱり考えてみなければなりませんが、その点があるんではないかと。これは今もつ国民の暮らしに政治が直結するぐらいにかかり合いが深いわけでありますから、本当に国民の皆さんがそういう点を理解していただければ、もっと政治に対する関心度が高まっていくんではないかというふうに思いますから、そういう方面も大事なことではないかというふうに思います。

同時に、やっぱりこの選挙という機会を通じて、そして本当に政党が政策をもつて選挙ができるようないい条件というものをお互いの政党の責任で

どうつくっていくかというようなことも考えていく必要があります。うかと思いまるし、せつかくこれだけの議論をして選挙制度も変え、いろんな関連する法案も変えていくこ、制度も変えていくこ、

こういう時期ですから、そうしたことをお互いに

総体的に考えて、そしてもう少し主権者が本当の

意味で政治判断をして政治をつくつておるといつたような実態をつくれるようにすることが何よりも大事ではないかというふうに私は考えていました。

○國務大臣(村山富市君) 最近のこの一連の選挙

については私もよく認識をいたしておりますけれども、こういう実態をどのように解消していく

こと、総理もそういう意味のことをおっしゃいましたんで、政治改革はそういう意味で文字どおりスタートだと、こういうふうに御認識いただい

たらしいのかと。これは私は、こうすれば絶対こななるという特効薬はないと思いますけれども、やっぱり何よりも大事なことは、政治をもつと身みをつくっていく、これが政治改革ではないか、私はそういうふうに見ているんです。難しい言葉は抜きにします。そういう立場で見ますと、最近の国会議員の選挙やら都道府県知事の選挙の投票率の低さ、これはもう極めて憂慮すべき状態にあります。また、マスコミの調査による政党の支持率といふようなものを見ましても、支持する政党がないという層が増大をして大きな問題を示しております。

そういう意味から申し上げますと、政党が政策を決める過程、あるいは国会で法案が審議をされ一つの法案が成立する過程、そういう一つの過程がやっぱり透明度を高めてそして国民の皆さんによくわかるような形で進められていく、こういう扱い方についてもやっぱり考えてみなければなりませんが、その点があるんではないかと。これは今もつ国民の暮らしに政治が直結するぐらいにかかり合いが深いわけでありますから、本当に国民の皆さんがそういう点を理解していただければ、もっと政治に対する関心度が高まっていくんではないかというふうに思いますから、そういう方面も大事なことではないかというふうに思います。

同時に、やっぱりこの選挙という機会を通じて、そして本当に政党が政策をもつて選挙ができるようないい条件というものをお互いの政党の責任でどうつくっていくかというようなことも考えていく必要があります。うかと思いまるし、せつかくこれだけの議論をして選挙制度も変え、いろんな関連する法案も変えていくこ、制度も変えていくこ、

ごもっともではあるが、しかしこれでは国民は選挙という意思表示の機会が与えられないことになります。やはり疲れていても選挙という意思表示の場を与える方が重大ではないかとおっしゃっているわけです。そして、国民はこの激変する政治にたた手をこまねいでいるだけであつて、結局そのこの今、私が申し上げましたことに対するこれほどの冒瀆はないんではないか、こうおっしゃっている。このままでは国民は無力感に陥り、政治への興味を失い、やがて政治不信が広がり民主主義の危機を招くので

この今、私が申し上げましたことに対するこれほどの冒瀆はないんではないかと心配していると、こう述べておられますね。

この今、私が申し上げましたことに対するこれほどの冒瀆はないんではないかと心配していると、こう述べておられることは、民主主義に対するこれほどの冒瀆はないんではないか、こうおっしゃっている。このままでは国民は無力感に陥り、政治への興味を失い、やがて政治不信が広がり民主主義の危機を招くので

この今、私が申し上げましたことに対するこれほどの冒瀆はないんではないかと心配していると、こう述べておられますね。

この今、私が申し上げましたことに対するこれほどの冒瀆はないんではないかと心配していると、こう述べておられることは、民主主義に対するこれほどの冒瀆はないんではないか、こうおっしゃっている。このままでは国民は無力感に陥り、政治への興味を失い、やがて政治不信が広がり民主主義の危機を招くので

この今、私が申し上げましたことに対するこれほどの冒瀆はないんではないかと心配していると、こう述べておられることは、民主主義に対するこれほどの冒瀆はないんではないか、こうおっしゃっている。このままでは国民は無力感に陥り、政治への興味を失い、やがて政治不信が広がり民主主義の危機を招くので

この今、私が申し上げましたことに対するこれほどの冒瀆はないんではないかと心配していると、こう述べておられることは、民主主義に対するこれほどの冒瀆はないんではないか、こうおっしゃっている。このままでは国民は無力感に陥り、政治への興味を失い、やがて政治不信が広がり民主主義の危機を招くので

この今、私が申し上げましたことに対するこれほどの冒瀆はないんではないかと心配していると、こう述べておられることは、民主主義に対するこれほどの冒瀆はないんではないか、こうおっしゃっている。このままでは国民は無力感に陥り、政治への興味を失い、やがて政治不信が広がり民主主義の危機を招くので

思いまするし、あながちその考え方も間違いではないと思います。

同時に、先ほど来申し上げておりますように、やつぱり解散というのは政治の空白をつくるわけ

上でつくり出せるようにするかということだと思
うんです。

干いろいろ問題があるんじゃないかという気がします。

ただ、昨年七月総選挙がございまして、自民党が過半数を割った形で結論が出て、そしてこの連立政権ができたわけですね。連立政権が細川さんから羽田さんにかわり、また私にかわってきなと、三回かわったわけであります。だれも想定しなかつたという意味からすれば、細川連立政権ができるということについても想定しなかつたと思うんですね。羽田政権ができるということも想定しなかつたと思うんです。

でありますから、したがつてその専門する政治課題等についても政権を担つてゐる以上は責任を持つて国民のために処理をしていくことでも大事な仕事でありますから、そうしたものも含めてやっぽり検討していく必要があると思いますし、考えてみますと来年の七月には参議院選挙もありますから、その国政レベルの選挙を通して、これまで一連のとつてきた政策がよかつたのか、悪かつたのかと政治のやり方がまずかったのか、悪かつたのかというようなことについても国民の審判を受ける機会というはあるわけですから、したがつてそうしたものをおもに総合的に判断をして結論を出すべきものだというふうに私は考えておきます。

これはやっぱり政治を変える方向というものを国民は期待しておつたと。しかし、それは何も想定してできた政権じゃないわけですから、そういう意味からすれば今の連立政権も同じことが言えるんではないかと思うんです。

私は別の角度から、政治改革で何を求めるのかと問われればそれは民主主義の実現であろう、こう思うんです。そして、具体的には政権交代可能な政治システムをつくることというふうに答えたいと思います。

私は、これからしばらくの間連立政権が統いていくと思いますけれども、その連立政権のあり方について國民にやっぱり正しく理解と認識をしてもらうということも大事ではないかと、こう思いますね。

今までの日本の政治が民主的であつたかどうか、という尺度はいろいろあらうと思いますが、国民の立場からすれば、政権交代のあるデモクラシーというものを、国民の側から、有権者の側から見れば、そういうものを持つことができなかつた。政

ですから社会党が、今御指摘もありましたように、これは恐らく社会党のことを言われたと思うんですけれども、政策を大きく転換したと。しかし、この転換する過程というのは国民の皆さん方の前で党大会でも議論をするし、あるいはまた国会の中でも問答して、そしてなぜ変えたのかといふようなことについてはそういうのを通じては

政治そのものがそういうシステムをつくらなかつた
という問題が私はあると考えてゐるからです。し
たがつて、政治改革を進めるという場合に大事な
ことは、政権交代が可能になるその政治システム
をどうつくるかということにやはりメスを入れて
いかなければいけないんじやないか、こう思いま
す。

やつぱり国民の皆さん方にも御理解をしていただか
いたんではないか、こういうふうに思つております
から、ですから何も国民の知らないところで勝
手に政策を変えて、そして無責任に政治をやつて
いるというふうなことではない、私はそういうふ
うに考えております。

その場合に一番重要なことは、時の与党にかわって政権を狙い得る対抗政党を創出していくシステムであります。よく言われるよう、五五年体制、万年与党があつて万年野党があつてと、こういうことじやなくて、いつでも政権を交代する力を持った対抗政党というものをどうシステムの

そこで、やはりこれから行政の持つてているマ
ンパワーや情報を政権党だけでなく対抗政党にも
公平に提供して、そして健全な政党間競争ができる
ようなシステムを積極的につくっていく必要がある
というふうに思うんですが、今の私の考えておる
ることにつきましてひとつ総理のお考えを聞かせて
いただければありがたい、こう思います。

○國務大臣(村山富市君) 行政と立法府との関係
というのは、これはやっぱり行政は中立であるべきだ
ということはある意味では当然だと思います
し、しかし議院内閣制のもとにおいては政府・与
党との関係というのもありますから、そこらは若

ことにもつと細かくお伺いしたいんですが、限られた時間でありますので、また次の機会がございましたらそのときに譲ります。
そこで、参議院の選挙制度について伺つておきます。

随分と参議院の選挙制度と衆議院の選挙制度の問題についてはこの委員会で議論になりました。今回のこの法案が可決成立することによつて、衆議院の選挙制度が小選挙区制と比例代表制の組み合せになります。そうなりますと、現在参議院が持つてゐる選挙区と比例といふものと原理的に同じになります。細かい点ではかなりの差があり

評価をしたいと思いますし、それが今後そういう観点でどう機能するかということを見守っていくなければならぬと思っております。

なくて、国民全体に対してあらゆる情報が公開されていく、こういう仕組みもつくっていくことが必要ではないか。これは政党だけが知ればいいといふんではなくて、政治については国民全体がやっぱり知っていただき、そして何よりも主権者が判断できるような素材を提供していくということが大事だと思いますから、そういうことも兼ね合って徐々に今御指摘のあつたような点が改善されていくような努力をしていかなければならぬものだと、私はそういうふうに思います。

なつてくると思うんです。
そこで私は、大きなものとして資金の問題とそれから情報を入手する手段の問題が挙げられる。こう思うんですね。特にそのハンディキャップの差が大きい。今回の法案の審議の中でやつております政党助成法は、公的資金を政党に交付していくということは資金面のハンディキャップを埋め

ができるような条件をきちっとやっぱり整備していく、党が持つということも大事なことではないかと思いまするし、半面、今回、行政改革委員会というものが設置をされますけれども、その行革委員会では情報公開法をどうつくっていくかということもこれから議論をしてもらうわけでありま

うんです。
しかし現実には、何もシステムをつくるなれば、私は野党の長い間の経験の中で、政権政党に対する対して政党というふうに同じ看板をかけてもそのハンディキャップは物すごく大きなものがあります。したがって、どうしても政党間の対等に競争

したがつて、私どももやつぱり野党の時代にはなかなか情報の入手ができないということもある。議員からもお話をありましたように、政党助成法が成立をして公的な資金が政党にそれぞれ配付され、いざやきつてどうぞお詫び

ことにもつと細かくお伺いしたいんですが、限られた時間でありますので、また次の機会がございましたらそのときに譲ります。
そこで、参議院の選挙制度について伺つておきます。

ことにもつと細かくお伺いしたいんですが、限られた時間でありますので、また次の機会がございましたらそのときに譲ります。
そこで、参議院の選挙制度について伺つておきます。

なくて、国民全体に対してあらゆる情報が公開されていく、こういう仕組みもつくっていくことが必要ではないか。これは政党だけが知ればいいといふんではなくて、政治については国民全体がやっぱり知っていただき、そして何よりも主権者が判断できるような素材を提供していくということが大事だと思いますから、そういうことも兼ね合って徐々に今御指摘のあつたような点が改善されていくような努力はしていかなければならぬものだと、私はそういうふうに思います。

したがつて、私どももやつぱり野党の時代にはなかなか情報の入手ができないということもあつたと思いますけれども、ただ言えることは、今、議員からもお話をありましたように、政党助成法が成立をして公的な資金が政党にそれぞれ配付される、その資金を持つて政党みずからが政策活動ができるような条件をきちっとやつぱり整備していく、党が持つということとも大事なことではないかと思いますし、半面、今回、行政改革委員会というものが設置をされますけれども、その行革委員会では情報公開法をどうつくっていくかということもこれから議論をしてもらおうわけであります。

そんな意味では、単に与党、野党というんでは

御努力に敬意を表しておきます。これが戦後五年という境目で発足することに私は何か因縁を感じるわけでございます。

そこで本日は、政治改革を確実に進めるために、その根っこである戦後我が国の民主主義というものはどんなものであったかという観点から、二、三のことについて総理にお尋ねをしたいと思います。

まず第一は、政治と宗教の問題でございます。

四月会といふ組織があります。村山総理もかつて出席されたことがあると聞いておりますが、憲法の信教の自由ということからいえば、特に権力側にある与党は宗教に対しては中立であるべきだと思います。また、特定の宗教を代弁したり攻撃したりすることはすべきでない私は思います。与党幹部の政治家、四月会に出席していた方々が特定の宗教の攻撃をその後も繰り返しておりますが、これらの人たちの見識に私は問題があると思います。

村山総理、いかがでございますか。一言お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(村山富市君)　これは憲法で信教の自由というのは保障されているわけですから、宗教活動の自由といふものは当然保障されなければならぬと思うんです。

今、お話をございました与党幹部が議員がそれとの会合に出て発言されたことについて私は全部つまびらかにいたしておりませんから、したがつてここでコメントしたりそれに触れて批判がましいことを言つたりすることはできないと思うんです。

しかし、いずれにいたしましても、信教の自由、宗教上の自由、宗教活動の自由といふものは保障されているわけでありますから、それはしっかりと守つていかなきやならぬものだというふうに考えております。

○平野貞夫君　いろいろ議論をいたしたいのですが、時間の関係で別の機会に譲りたいと思いま

す。

○政府委員佐野徹治君　御指摘の政治資金規正法の第二十二条の五では、「何人も、外国人、外國法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外國法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。」と規定されています。

これは我が国の政治や選挙が外国の勢力によって影響を受けることを防止する見地から、外国人や外国法人等から政治活動に関する寄附を受けることを禁止しているものと承知をいたしております。

○平野貞夫君　村山総理、最近、中央公論新書といふもので時事通信のモスクワ特派員であった名越さんが書いた「クレムリン秘密文書は語る」閻の日ソ関係史」という本があるのを御存じですか、あるいはお読みになつたことはありますか。

○國務大臣(村山富市君)　残念ながら、その本は読んでいません。

○平野貞夫君　極めて重大なことが書いてありますので、ごく簡単に要点を紹介します。

「六〇年代初期の日ソ両共産党関係の悪化によって、ソ連共産党は日本での足掛かりを探す必要に迫られた。」中略。「ソ連がその政策を日本に浸透させる拠点は日本社会党だけだった。」略しまして、「日本での共産主義運動に注がれる資金のほぼ全額が社会党への工作に回された。」略します。「ソ連側は社会党の影響力増大に必要な支援を惜しまなかつたが、時には社会党側の多大な要求に閉口することもあった。しかし、結局社会党が利益を得て、ソ連は要求されるままに施し与えるだけだった」という、元KGBの社会党

次に移ります。

政治資金規正法第二十二条の五は、外国からの

政治資金導入を禁止し、資金の受け入れは違法行

為として禁錮三年以内なし罰金刑となつております。

この規定の立法理由は、外國からの内政干

渉を防ぎ、国の独立を確保するためのものであると私は認識していますが、そういうことによろしいですか。選舉部長、お答え願います。

○政府委員佐野徹治君　御指摘の政治資金規正法の第二十二条の五では、「何人も、外国人、外

國法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外

國法人である団体その他の組織から、政治活動に

関する寄附を受けてはならない。」と規定されております。

これは我が国の政治や選挙が外国の勢力によつて影響を受けることを防止する見地から、外国人や外国法人等から政治活動に関する寄附を受けることを禁止しているものと承知をいたしております。

○平野貞夫君　村山総理、このキリチエンコ氏の証言はどう思

いますか、事実と思いますか。

○國務大臣(村山富市君)　今、御指摘のあります

二月ごろだつたと思ひますけれど、なされたこ

とは承知をいたしております。

社会党の本部では、党内外での調査は言うまで

もなく、九三年の三月に、報道されたその時点での調査団をモスクワに派遣をいたしまして、関係資料の調査並びに関係者から事情聴取も行って徹底的な調査を行つた結果、そういう事実はないといふことを私は確信を持って申し上げます。

○平野貞夫君　この本の中の具体的な典型的なこ

とを紹介したいんですが、これは余りやると時間が

もございませんし、またこれを読んでいただけれ

ばいいことでございますので申しませんが、私は

この本を読んで、この本に書かれている現場を見たわけではありません、しかし重大な疑惑を持たざるを得ません。

○平野貞夫君　停止を要求すべきじゃないかと思いますが、いかがでございますか。

○國務大臣(村山富市君)　平野委員が若いとき

に、国会において、仕事は自民党から言われて

し、選挙のときには社会党を入れたといふ、その

御協力に対しては心からお礼を申し上げるもので

あります。そのときに平野さんが思い切って社会

党に入党されなければ今のようなことはなかつた

んじゃないかと、私はそう思つてありますけれども、残念です。

これは事実関係を今申し上げましたように、わざわざモスクワまで派遣をして、そしていろんな

資料やら関係者から事情聴取もして徹底的に調査

をした結論として、その事実はないということを

確認して帰つてゐるわけであります。したがつ

て、私はそれでもつて国民の皆さんも了解してい

ただいておるんではないかというふうに思います

し、仮にこれは争つてみても、外國で開通する問

題ですから、それは結論もなかなか出しにくいくらい

ではないかというふうにも思ひますし、私どもは

私がなぜこの問題にこだわるかといいますと、

私自身、戦後民主主義、すなわち新憲法で育つた

工作担当者と言わわれている人で現在ロシア東洋学研究所のキリチエンコ国際学術交流部長の証言をベースにこの本は、一九九二年の春に公開された

憲法のもと、社会党に自分たちの理想を求めた時代があるんです。昭和三十年に左右社会党の合同のときには、自衛隊や原発に対して社会党は理解した政策を出していました。率直に申し上げまして、私は昭和四十年代の終わりまで、昼は国会で多くは自民党に言われた仕事、選舉のときには

社会党に投票して、社会党の僕メロ族の一人だつたんです。この本を読んで、社会党が名実とも赤いリンゴに唇を寄せていたという歌を思い出しました。自分の青春が何であつたか、まことにむなしであります。私はこれを読みまして大変驚きました。

村山総理、このキリチエンコ氏の証言はどう思

いますか、事実と思ひますか。

○國務大臣(村山富市君)　今、御指摘のあります

二月ごろだつたと思ひますけれども、なされたこ

とは承知をいたしております。

社会党の本部では、党内外での調査は言うまで

もなく、九三年の三月に、報道されたその時点での調査団をモスクワに派遣をいたしまして、関係資料の調査並びに関係者から事情聴取も行って徹底的な調査を行つた結果、そういう事実はないといふことを私は確信を持って申し上げます。

○平野貞夫君　この本の中の具体的な典型的なこ

とを紹介したいんですが、これは余りやると時間が

もございませんし、またこれを読んでいただけれ

ばいいことでございますので申しませんが、私は

この本を読んで、この本に書かれている現場を見たわけではありません、しかし重大な疑惑を持たざるを得ません。

○平野貞夫君　停止を要求すべきじゃないかと思いますが、いかがでございますか。

○國務大臣(村山富市君)　平野委員が若いとき

に、国会において、仕事は自民党から言われて

し、選挙のときには社会党を入れたといふ、その

御協力に対しては心からお礼を申し上げるもので

あります。そのときに平野さんが思い切って社会

党に入党されなければ今のようなことはなかつた

んじゃないかと、私はそう思つてありますけれども、残念です。

これは事実関係を今申し上げましたように、わざわざモスクワまで派遣をして、そしていろんな

資料やら関係者から事情聴取もして徹底的に調査

をした結論として、その事実はないということを

確認して帰つてゐるわけであります。したがつ

て、私はそれでもつて国民の皆さんも了解してい

ただいておるんではないかというふうに思います

し、仮にこれは争つてみても、外國で開通する問

題ですから、それは結論もなかなか出しにくいくらい

ではないかというふうにも思ひますし、私どもは

私がなぜこの問題にこだわるかといいますと、

私自身、戦後民主主義、すなわち新憲法で育つた

工作担当者と言わわれている人で現在ロシア東洋学研究所のキリチエンコ国際学術交流部長の証言をベースにこの本は、一九九二年の春に公開された

憲法のもと、社会党に自分たちの理想を求めた時

代があるんです。昭和三十年に左右社会党の合同のときには、自衛隊や原発に対して社会党は理解

した政策を出していました。率直に申し上げま

して、私は昭和四十年代の終わりまで、昼は国会

で多くは自民党に言われた仕事、選舉のときには

社会党に投票して、社会党の僕メロ族の一人だつたんです。この本を読んで、社会党が名実とも赤いリンゴに唇を寄せていたという歌を思い出しました。自分の青春が何であつたか、まことにむなしであります。私はこれを読みまして大変驚きました。

村山総理、このキリチエンコ氏の証言はどう思

いますか、事実と思ひますか。

○國務大臣(村山富市君)　今、御指摘のあります

二月ごろだつたと思ひますけれども、なされたこ

とは承知をいたしております。

社会党の本部では、党内外での調査は言うまで

もなく、九三年の三月に、報道されたその時点での調査団をモスクワに派遣をいたしまして、関係資料の調査並びに関係者から事情聴取も行って徹底的な調査を行つた結果、そういう事実はないといふことを私は確信を持って申し上げます。

○平野貞夫君　この本の中の具体的な典型的なこ

とを紹介したいんですが、これは余りやると時間が

もございませんし、またこれを読んでいただけれ

ばいいことでございますので申しませんが、私は

この本を読んで、この本に書かれている現場を見たわけではありません、しかし重大な疑惑を持たざるを得ません。

○平野貞夫君　停止を要求すべきじゃないかと思いますが、いかがでございますか。

○國務大臣(村山富市君)　平野委員が若いとき

に、国会において、仕事は自民党から言われて

し、選挙のときには社会党を入れたといふ、その

御協力に対しては心からお礼を申し上げるもので

あります。そのときに平野さんが思い切って社会

党に入党されなければ今のようなことはなかつた

んじゃないかと、私はそう思つてありますけれども、残念です。

これは事実関係を今申し上げましたように、わざわざモスクワまで派遣をして、そしていろんな

資料やら関係者から事情聴取もして徹底的に調査

をした結論として、その事実はないということを

確認して帰つてゐるわけであります。したがつ

て、私はそれでもつて国民の皆さんも了解してい

ただいておるんではないかというふうに思います

し、仮にこれは争つてみても、外國で開通する問

題ですから、それは結論もなかなか出しにくいくらい

ではないかというふうにも思ひますし、私どもは

私がなぜこの問題にこだわるかといいますと、

私自身、戦後民主主義、すなわち新憲法で育つた

工作担当者と言わわれている人で現在ロシア東洋学研究所のキリチエンコ国際学術交流部長の証言をベースにこの本は、一九九二年の春に公開された

憲法のもと、社会党に自分たちの理想を求めた時

代があるんです。昭和三十年に左右社会党の合同のときには、自衛隊や原発に対して社会党は理解

した政策を出していました。率直に申し上げま

して、私は昭和四十年代の終わりまで、昼は国会

で多くは自民党に言われた仕事、選舉のときには

社会党に投票して、社会党の僕メロ族の一人だつた

んです。この本を読んで、社会党が名実とも赤い

リンゴに唇を寄せていたという歌を思い出しました。自分の青春が何であつたか、まことにむなしであります。私はこれを読みまして大変驚きました。

村山総理、このキリチエンコ氏の証言はどう思

いますか、事実と思ひますか。

○國務大臣(村山富市君)　今、御指摘のあります

二月ごろだつたと思ひますけれども、なされたこ

とは承知をいたしております。

社会党の本部では、党内外での調査は言うまで

もなく、九三年の三月に、報道されたその時点での調査団をモスクワに派遣をいたしまして、関係資料の調査並びに関係者から事情聴取も行って徹底的な調査を行つた結果、そういう事実はないといふことを私は確信を持って申し上げます。

○平野貞夫君　この本の中の具体的な典型的なこ

とを紹介したいんですが、これは余りやると時間が

もございませんし、またこれを読んでいただけれ

ばいいことでございますので申しませんが、私は

この本を読んで、この本に書かれている現場を見たわけではありません、しかし重大な疑惑を持たざるを得ません。

○平野貞夫君　停止を要求すべきじゃないかと思いますが、いかがでございますか。

○國務大臣(村山富市君)　平野委員が若いとき

に、国会において、仕事は自民党から言われて

し、選挙のときには社会党を入れたといふ、その

御協力に対しては心からお礼を申し上げるもので

あります。そのときに平野さんが思い切って社会

党に入党されなければ今のようなことはなかつた

んじゃないかと、私はそう思つてありますけれども、残念です。

これは事実関係を今申し上げましたように、わざわざモスクワまで派遣をして、そしていろんな

資料やら関係者から事情聴取もして徹底的に調査

をした結論として、その事実はないということを

確認して帰つてゐるわけであります。したがつ

て、私はそれでもつて国民の皆さんも了解してい

ただいておるんではないかというふうに思います

し、仮にこれは争つてみても、外國で開通する問

題ですから、それは結論もなかなか出しにくいくらい

ではないかというふうにも思ひますし、私どもは

私がなぜこの問題にこだわるかといいますと、

私自身、戦後民主主義、すなわち新憲法で育つた

工作担当者と言わわれている人で現在ロシア東洋学研究所のキリチエンコ国際学術交流部長の証言をベースにこの本は、一九九二年の春に公開された

憲法のもと、社会党に自分たちの理想を求めた時

代があるんです。昭和三十年に左右社会党の合同のときには、自衛隊や原発に対して社会党は理解

した政策を出していました。率直に申し上げま

して、私は昭和四十年代の終わりまで、昼は国会

で多くは自民党に言われた仕事、選舉のときには

社会党に投票して、社会党の僕メロ族の一人だつた

んです。この本を読んで、社会党が名実とも赤い

リンゴに唇を寄せていたという歌を思い出しました。自分の青春が何であつたか、まことにむなしであります。私はこれを読みまして大変驚きました。

村山総理、このキリチエンコ氏の証言はどう思

いますか、事実と思ひますか。

○國務大臣(村山富市君)　今、御指摘のあります

二月ごろだつたと思ひますけれども、なされたこ

とは承知をいたしております。

社会党の本部では、党内外での調査は言うまで

もなく、九三年の三月に、報道されたその時点での調査団をモスクワに派遣をいたしまして、関係資料の調査並びに関係者から事情聴取も行って徹底的な調査を行つた結果、そういう事実はないといふことを私は確信を持って申し上げます。

○平野貞夫君　この本の中の具体的な典型的なこ

とを紹介したいんですが、これは余りやると時間が

もございませんし、またこれを読んでいただけれ

ばいいことでございますので申しませんが、私は

この本を読んで、この本に書かれている現場を見たわけではありません、しかし重大な疑惑を持たざるを得ません。

○平野貞夫君　停止を要求すべきじゃないかと思いますが、いかがでございますか。

○國務大臣(村山富市君)　平野委員が若いとき

に、国会において、仕事は自民党から言われて

し、選挙のときには社会党を入れたといふ、その

御協力に対しては心からお礼を申し上げるもので

あります。そのときに平野さんが思い切って社会

党に入党されなければ今のようなことはなかつた

んじゃないかと、私はそう思つてありますけれども、残念です。

これは事実関係を今申し上げましたように、わざわざモスクワまで派遣をして、そしていろんな

資料やら関係者から事情聴取もして徹底的に調査

をした結論として、その事実はないということを

国民の皆さん方の前にその事実はないということをやつぱり明らかにして了解をいただいていると、こういうふうに思っています。

○平野貞夫君 総理は、社会党委員長は国民に納得してもらっていると思っていても、国民党側は果たして納得しているでしょうか。これはわからぬと思います。常識的に考えて、やはり疑いをかけられた方が調査して事実はありませんということは世間には通らぬと思うんです。私は早急に時間をかけずにやるべきだと思いませんけれども、国際社会もこのことについては極めてやつぱり問題に、不審にしているわけとして、明確にこれはすべきじやないかと思っております。

そういうことを通じて、戦後五十年問題というのが与野党で今議論されていますが、私はまず戦後五十年問題として検証されなきいかぬのは、戦後五十年の我が国の民主主義が何であったかということだと思います。いよいよ成立します、発足します政治改革の必要性というのは、私は原点はここにあったと思うわけでござります。

社会党に対するソ連共产党からの資金提供には疑惑があるということを申し上げておきます。

また、最近アメリカで報告されましたCIA資金疑惑、こういったことが事実とすれば、日本国家の独立、民族の自立、憲法に言う国家の名譽はどうなるんですか、事実とすれば、日本において事実かどうか徹底した調査を行い、事実でないなら国民や国際社会にきちんととした説明をすべきだと思います。もし方が一事実なら、関係のあつた政党や政治家はきちつとした責任をとり、政治的清算を行うことが政治改革スタート、国民の政府から、あるいはいろんな機関から資金援助受けはならないということはもうこれは言うまでもないことであります。これは現に私は、社会党はそんな事実はない、こう申し上げておりますし、自民党も河野外務大臣が委員会の、この参議院じゃありませんけれども、衆議院の委員会の

質問に対する答弁で、そんな事実はない、こう言っているわけありますから、私はそれを信頼いたしております。

しかし、いずれにいたしましても、そんな事実があつてはこれはもう大変なことですから、これからも気をつけなきなりませんけれども、これまでもなかつたと、こういうことについては私はそれを信頼しております。

○平野貞夫君 大変お話を上手で、我々のような若造は何かうまく言いくるめられているような感じでございますが、率直に申しまして、疑われた当事者である、その当事者、関係の人が事実がないと言つたってこれは第三者は納得しませんよ。しかも、アメリカにせよソ連にせよ、文書、公文書、そいつたものの保管、確實性、これは情報公開に基づいてきちつと私はやられていると思います。

したがつて、この点については私は、せつかくの総理の答弁でござりますが、ぜひ事実関係を明確にするということがやつぱり戦後五十年の一番最初にやらなきいかぬことだと思います。そしてまた、良識の府と言われている参議院というのは、まさに日本のデモクラシーのあり方というものの根底を考えるにはこの問題を避けて通れない問題だと思います。このことについては時間の関係でこれ以上申し上げませんが、いずれ別にやならなきいかぬことだと思います。そしてまた、良識の府と言われている参議院というのは、まさに日本のデモクラシーのあり方というものの根底を考えるにはこの問題を避けて通れない問題だと思います。このことについては時間の関係でこれ以上申し上げませんが、いずれ別にやならなきいかぬことだと思います。

○國務大臣(村山富市君) 今、お話をございましたし、これまでの先生方からの意見もございましたが、なるほどこの六年間の経過を踏まえてようやくこの一連の閣内連合案が成立を見ようとしたいたておるわけであります。言つならば、私がつくれた。その仮にどう魂を入れていくかということになろうかと思うんですが、その魂を入れるのはだれが入れるかといえば、これはやつぱり政治家みずからが倫理を確立するということも大事なことですし、同時に選挙権を持つ、選挙権行使する有権者の皆様方も、先ほどお話をございましたように、徹底してやつぱり理解をしていただきたいと思います。

しかし、これは今はお話をございましたように、政治改革をする言葉ならば出発点のよくなものですから、腐敗防止等についてはふだんからやつぱりお互いに心して努力をしていかなきやならぬ課題だというふうに受けとめておりまして、これが

きょう午後委員会で採決、二十一日に本会議で成立する見通しであります。これによって、竹下内閣以来六年間にわたって最大の政治課題となつてきました政治改革がようやく法律的な枠組みが一歩も進んでいます。その点では確かに歴史的な意味を持つと言えるのですけれども、その反面、政治改革全体を成功させて国民の政治不信を解消するという観点に立てば、法律の枠組みが整うということはいわば政治改革の出発点にすぎない、ということを言えるわけでござります。

そこで、総理にまずお聞きしたいのですけれども、この枠組みに魂を入れると申しますか目を入れるといいますか、そういうために今、何が一番必要だとお考へなのか。それから広い意味の政治改革といふものは今後も続けていかなければならぬわけですから、内閣においてこれから重視的にどういう問題に取り組んでいこうとされておるのか。その点についてまずお考へをお聞きしたいと思います。

○和田敦美君 次に、今、政界の話題となつておられます衆議院解散・総選挙の時期の問題についてお伺いいたします。

第一点は、区割り法案の成立によって改正公職選挙法が一ヶ月の周知期間を置いて十二月中には施行されるということになるわけで、新しい選挙制度の時代に入るわけでございますが、その前に

総理が本臨時国会で抜き打ち的に解散を行つて現行中選挙区制のもとによる総選挙を行ふ可能性が全くないと断言できるかどうか、まず確認のための機会にまた取り上げさせていただきたいと思ひます。

○和田敦美君 次に、今、政界の話題となつておられます衆議院解散・総選挙の時期の問題についてお伺いいたします。

それから第二点は、そうは言つても我々はいつも、なるほどこの六年間の経過を踏まえてようやくこの一連の閣内連合案が成立を見ようとしたいたておるわけであります。言つならば、私がつくれた。その仮にどう魂を入れていくかということになろうかと思うんですが、その魂を入れるのはだれが入れるかといえば、これはやつぱり政治家みずからが倫理を確立するということも大事なことですし、同時に選挙権を持つ、選挙権行使する有権者の皆様方も、先ほどお話をございましたように、徹底してやつぱり理解をしていただきたいと思います。

しかし、これは今はお話をございましたように、政治改革をする言葉ならば出発点のよくなるものですから、腐敗防止等についてはふだんからやつぱりお互いに心して努力をしていかなきやならぬ課題だというふうに受けとめておりまして、これか

らの努力によつてさらに政治の刷新を図り、改革を図り、そして政治全体に対する信頼を回復する事が大事である。そのためには政治改革だけではなくて行政改革も必要だし、同時にまたそのための情報公開も必要だし、同時にまた国会と行政府との関係等についてももう少し正すものは正していくことも大事なことだとうよに思います。

○和田敦美君 次に、今、政界の話題となつておられます衆議院解散・総選挙の時期の問題についてお伺いいたします。

第一点は、区割り法案の成立によって改正公職選挙法が一ヶ月の周知期間を置いて十二月中には施行されるということになるわけで、新しい選挙制度の時代に入るわけでございますが、その前に

総理が本臨時国会で抜き打ち的に解散を行つて現行中選挙区制のもとによる総選挙を行ふ可能性が全くないと断言できるかどうか、まず確認のための機会にまた取り上げさせていただきたいと思ひます。

○和田敦美君 次に、今、政界の話題となつておられます衆議院解散・総選挙の時期の問題についてお伺いいたします。

それから第二点は、そうは言つても我々はいつも、なるほどこの六年間の経過を踏まえてようやくこの一連の閣内連合案が成立を見ようとしたいたておるわけであります。言つならば、私がつくれた。その仮にどう魂を入れていくかということになろうかと思うんですが、その魂を入れるのはだれが入れるかといえば、これはやつぱり政治家みずからが倫理を確立するということも大事なことですし、同時に選挙権を持つ、選挙権行使する有権者の皆様方も、先ほどお話をございましたように、徹底してやつぱり理解をしていただきたいと思います。

しかし、これは今はお話をございましたように、政治改革をする言葉ならば出発点のよくなるものですから、腐敗防止等についてはふだんからやつぱりお互いに心して努力をしていかなきやならぬ課題だというふうに受けとめておりまして、これか

要課題が山積しているからこそきちんと民意を問うべきではないかというふうに考えるわけですが、れども、結論のお考えをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(村山富市君) 現行の中選挙区制度で解散・総選挙する意思はないということを断言で起きるかと、こういうお話をありますけれども、解散について私がここで今、するとかせぬとか言うこととは差し控えたいと思うんですね。ただ、常識的に考えて、今ここでこれだけ議論をして新しい選挙制度ができるようとしているのに理由もなく解散なんというものはできるものじゃない、こういうように思いますから、国会がもう解散・総選挙する以外に選ぶ道はないというような事態でも起つてくればこれはまた別ですけれども、常識的に考えれば私はそんなものではないかというふうに思います。

それから、制度ができたらやっぱり早く解散をすべきではないかと言いますけれども、社会党が例えば自衛隊やら安全保障に対する見解を変えたと。社会党だけのためには解散・総選挙をすることがいいのか悪いのかというようななことも私はやっぱりあり得ると思いますから、ですからそのためだけで解散・総選挙をするわけにもいかぬなど、こういう気持ちですね。

それから今、委員から言われましたように、重要な課題があるだけにやっぱり信を問い合わせるべきじゃないか、こういう御意見でございますけれども、これは最近の世論調査を見まして、この内閣は支持できない、だから解散・総選挙をしてやっぱり信を問い合わせて新しい政権で出直すべきだ、こういう世論が圧倒的に強ければ私はまたそれなりに考え方などもあるかと思いますが、れども、まあ支持率もそこそこなっておりまますし、それからいろいろな見ますと、今、解散をすべきではない、もつとしっかり当面の課題について取り組んで責任を果たせ、こういう声も強いようなことも私は承知いたしておりますので、そうなした意味における責任も感じております。

先ほども申し上げましたように、来年の七月にはこれまた参議院選挙もある、国政レベルの選挙があつて、それぞれの政党が問われる選挙もあるわけでありますから、そういうこともやつぱり想定しながら全体として総合的な判断をして結論を出さなきやならぬ問題ではないかというふうに私は理解をいたしております。

○和田敦美君 次に、社会党の議員集団、新民主連合の社民リベラル新党結成の動きに関連して、新選挙制度のもとにおける我が国の政党システムのあり方についてお聞きしたいと思います。

新聞報道によりますと、新民連の中には、この際、党を出て社民リベラル新党を旗上げすべきだという意見があるということですけれども、総理はこれにはどうも反対のようで、しかし社会党が全体として社民リベラル、民主リベラル、新党的方向に衣がえするということなら構わないという考え方のよう伝えております。もちろんこの問題は社会党の問題でございまして、我々外部からとやかく言う筋合いではないかもしませんけれども、こうした動きに一つ共通点があると私は思います。それは、社会党が当面、自民党や野党の我々新・新党とは別に第三の極を目指すという方向だと思います。

そこでお聞きするわけですがれども、総理は、小選挙区制のもとでも政界はすぐ二大政党制にはならない、そして将来的にも三極構造による穩健な多党制が望ましいとお考えなのかどうか、それとも三極構造は過渡的なものであつて、将来は二大政党勢力の対立になつていくというふうにお考えなのかどうか、その点についてお答えを願いたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) これはそれぞれのやつぱり考え方があると思いますけれども、せっかくの御質問ですから私の考え方を率直に申し上げたいと思うんです。

私は、これだけ国民の価値観が多様化しているときに、政党が上から二つの枠組みを決めて、こなしあが選択の幅はないんだ、どちらを選びますか

○委員長(上野雄文君) 速記を起^こしてください。
○委員長(上野雄文君) 速記をとめてください。
○委員長(上野雄文君) 速記をとめてください。
○吉川春子君 日本共産党の吉川です。
総理に質問いたします。
区割り法案は民意を切り捨てる最悪の小選挙区制を完成させるものですが、加えて憲法の十四条、四十四条の保障する一票の価値の平等も保障されないものです。
自治大臣は十四日の当委員会の私の質問に対して、「一人が一票を持つことが普通選挙の原則であると答弁されました。しかし、区割り法は特定の一人に一票以上を与える結果になるんです。すなわち、一票の格差は最大二・一三七倍、これは国調ですが、住民基本台帳によると二・一二二六倍となり、法のいう一対二未満を基本とするということも守られずゆるしいことです」が、自治大臣はこの程度なら憲法の原則に反しないと、このように答弁されました。そしてその説明として、法によって最初に四十七都道府県に一議席ずつ配分した段階で格差は既に一・八二倍になつてゐるんだ、仕方がない、審議会には精いっぱい努力してもらつたと、こういう御答弁を繰り返しておられるわけですが、これは本当の意味での答弁にならないと思うんです。
一対二をどこまで超えたら憲法の原則に反するのかという私の質問に対しても、「数値は言えない、裁判所が判断すると、こういうふうにおっしゃったわけです。これでは格差がどこまで拡大しても法としての歯どめがないことになるのではないか」と思ひます。
○國務大臣(村山富市君) 今回の区割りの案につきましては、九月に行われました衆議院及び参議院の政治改革特別委員会におきまして審議会の石

川会長から、市区町村をいわゆるようかんをされることは不可能ではなかつた。しかし、選挙等の事情等を総合的に判断をしてやつぱり区割りというものはは合理的に決めなきやならぬものだと。こういう判断もした上で審議を重ねた結果、最大の格差が二・一三七倍になつた、これはやむを得ない結論であつたと、こういうふうな答弁をされたというふうに私は聞いていますけれども、この区割りの審議会に全部ゆだねて、そして一定の前提のもとに審議をしていただいて出た結論ですから、私はその結論は尊重しなきやならぬというふうに思つておるわけです。

そして、中選挙区の場合における一票の持つ重みにつきましては裁判所の判断も出ていますけれども、小選挙区の場合にこれが憲法に違反するかもしれないかという裁判所の判断もまだ出ていませんから、私がここでこれは憲法に違反するとか違反しないとか言及することについては差し控えたいというふうに思つてています。

○吉川春子君 そうすると、一倍をどこまで超えて構わないと、審議会が一生懸命判断されれば。どこまでというのもちょっと言い過ぎかもしませんけれども、ではどの程度超えるまで許容できるのか、その限界があるのかないのか、その点を端的にちょっとお答えいただけますか。

○國務大臣(村山富市君) どの程度を超えたと

いうのではなくて、可能な限り一票の格差を最小限にとどめるよう真剣な議論をして出してきた結論ですから、何も一票の格差がどんどん拡大していくことを期待しているわけでもないし、そんな結論を出すそうと思って審議会は審議をしたのでない、私はそういうふうに思つておりますから、これを出された結論については尊重すべきものだというふうに私は思います。

くて、そういう法律についてどうかというふうに
伺つてゐるんです。

自治省の資料によりますと、一票の価値の平等を求める衆議院定数訴訟は、昭和三十五年以来十回の総選挙について百六十八件起きているんであります。今後、小選挙区制が導入されますとこれら

○國務大臣(村山富市君) これは国民の方々がお考えですか。の訴訟はなくなると、總理はお考えですか。

意見を持っている方もあると思いますから、訴訟が起ころうか起らぬかということについてここで私が断定的に、いやそれは起こらないでしようと

○吉川春子君 そうすると、例えば一対二未満にか、いやそれは起るでしょうとか言うような事柄ではないのではないかと、そう思います。

全部おさまつていれば、それは憲法の保障する範囲だということで学説も判例も多くの意見も一致していますから、それは起こらないんですけれど

○國務大臣（村山富市君） 今お答えしましたよう
も、この法律の場合はでは起くる可能性もあると
いうふうに總理はお考えですか。

に、それぞれやつぱりこれも考え方があるでしょ
うから、いやこれはやつぱり憲法に抵触する、平
等な権利を侵害すると、こういう考え方を持つて

いる方かももあるとすれば、それは訴訟をもつて争うというふうなことになるかもしれませんし、私はさつきいましたように、訴訟が起ころるか起

こらないかということを私がここで判断して、いやそれは起らないでしよう、いやそれは起こるでしょうというようなことを言う立場にはないと

○吉川春子君 今度、衆議院の定数を抜本的に是正する法律だ、だから一票の価値を争う裁判といふことを申し上げてゐるわけです。

うのは起こらないという確定的な御答弁はなされないというところにこの法案の持つていて重要な欠陥が示されていると思います。

重ねてお伺いいたしますけれども、東京高裁が六月三日の定数訴訟で、選挙権として一人に二人分以上のものが与えられることがないという基本的な平等原則を遵守すべきことは、世論のひとく指摘するところであるばかりでなく、これまで公選法の議席定数の改正をいずれも緊急措置あるいは当分の間の暫定措置であるとしてその抜本改正を必要としてきた国会自身の認識であると言えます。そして、今後速やかに実現すべき選挙制度の抜本改正における定数配分については、このような世論及び国会自身の認識に即した基準によって憲法判断をすべきだというふうにしています。選挙区の抜本改正では「一票の格差を一対二未満に抑えるように強く要望する判決になつてゐるわけですが、今回の法案は、この判例にこたえるものとなつていらないんじゃないですか。

○國務大臣 村山富市君) さつきからお答え申し上げておりますように、基本的な平等の原則をしっかりと守っていくということは大事なことだと思います。当然のことだと思います。それを前提にしていろいろな角度から区割りについて検討した結果出された結論だと、私はそう受けとめておりますから、その出された結論についてはやっぱり認めるべきものだ、承認すべきものだというふうに私は申し上げているわけです。

○吉川春子君 私が伺ったのは、この判例が言つている要請に沿う内容に今回の法律がなつていて、かどうかという点です。その点はいかがですか。

○國務大臣 村山富市君) 平等の原則を前提にして何とかその原則に沿うような結論を出そつと。今御指摘のあつた判例もあるわけですから、その判例の趣旨にも沿えるように結論を出していこうと、こういうことは当然審議会の中では皆さんが考えて検討されたと思うんです。その結果出された結論ですから、私は認めるべきものではないか、というふうに思つんです。

○吉川春子君 審議会の皆さんがあられたといふ前提に法律があるわけですね。私は審議会の皆

さんがどうやられたかということを聞いているんじやなくて、そういう法律についてどうなのがと
いうことを聞いているんであって、法律が憲法の平等原則を修正できるはずはないんであって、その点について今度の法案は一対二未満を守ることでできなハナゼだから非常に次第法案ではな
い

か、その点を申し上げているんですけれども、最後に、総理は一対二というものを厳密に守らなければならぬということはお考えにないのかどうか、その点をお伺いして質問を終わりたいと思います。

ますように、平等の原則を守る、あるいは裁判所の判例があればその判例は守らなきやならぬということを前提にして、平等な権利を保障するため

にどのような区割りがいいのかということについてあらゆる角度から検討されたんではないかと私は思っています。その出された結論ですから、そ

の結論は認めざるを得ないと。同時に、これは国勢調査あるいは五年ごとにあらそれに準じた調査等々参考にしてこれらの区割

りは是正されるということになつておりますから、その一回一回を通じてできるだけ平等の原則が守られるような形でやっぱり検討を加えていか

なきやならぬものだと、うに私は思つております。

○下村泰君 いよいよ 政治改革と言われた。田本じゅうの課題と申し上げていいのか、あるいは永田町だけだったのかもれませんけれども、大

妻長きにわたった課題が今、一つの区切りをつけようとしています。私は、この小選挙区制に強い不安と危惧を持つ者の一人なんですから、こ

うした形で終わらうとしていることに大変られない
思いをしております。しかし、ここまで来ればあ
とは国民の判断を待つほかはないと思います。

さて私は一貫して参政権を大きく制限されている障害あるいは難病、寝たきりの方々の問題を指摘させていただきました。例えば政見放送に

化は早くもしり抜け、ざる法というふうな声も聞こえています。首相は、今後いわゆる腐敗防止法はどうあるべきとお考えでしようか、所見をお伺いいたしまして、私の質問を終えさせていただきます。

○國務大臣(村山富市君) さつきから御議論もありますように、制度ができてもその制度をどう使つて生かしていくかというのがお互いですか、したがつてお互いがやっぱり決められたことは守らにやいかぬ、悪いことは悪いんだということで倫理を確立してきつとやっぱり守っていただけで、お互いが腐敗防止のために努力をしていくということは当然だと思いますからね。

ただ、今言いましたように、地位利用なんといふことになりますと、議員の正当な活動まで阻害されるというようなことになつてもやっぱりいませんから、いろいろな角度から慎重な検討を加えていくことが必要ではないかと私は思います。

○西野康雄君 ありがとうございました。

○委員長(上野雄文君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び衆議院提出の政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案に反対、衆議院提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に賛成の討論を行います。

まず冒頭に、私は質疑の打ち切りに強く抗議いたします。本委員会で大臣が出席しての質疑時間はわずか十時間程度、加えて衆議院で行つた参考人質問さえも行わず、審議が全くされたとは到底言える状況にはありません。また、小選挙区制導入について、本委員会の審議において与党内からも強い疑問や批判が出ており、理事会でも問題点は審議をやればやるほど際限なく出ること等を認めながら、会期末だからという理由で審議終局を

決めるとはとんでもないことです。

ささらに、定例日、委員会室、質問時間や順位など当委員会のスタートに当たって理事会で決めたことを与党の都合で一方的に変更させられました。法案の成立を急ぐ余り、議席の多数を背景にこのようなことがまかり通るならば、議会制民主主義は危機に陥ってしまうと言わなくてはなりません。

このような状況のもと成立させられようとしている法案の内容はさぞに重大なものです。

まず区割り法案ですが、反対する第一の理由は、小選挙区三百の区割りを画定するとともに、憲法違反の小選挙区制、政党助成などいわゆる政

治改革関連法案を完成させるためのものだからであります。

この選挙制度は、多様な民意を切り捨て、比較第一党が虚構の多数議席を得て、国民が反対する悪政も十分審議を尽くさぬまでも強引に推し進められる強権政治を可能にするものです。しかも、小選挙区制推進論者が導入の根拠としてきた金のかからない選挙、政党本位・政策本位の選挙が可能になるという口実は、今回提出された法案の衆議院本会議の趣旨説明において、提案者みずから、中選挙区制では想像もできないほど熾烈な選挙になることが予想されると述べているように、完全に破綻していることは明らかです。

第二に、小選挙区間の一票の最大格差が国勢調査で二・一三七倍、住民基本台帳で二・一二六六倍となり、また格差二倍を超える選挙区が国勢調査によれば二十八、住民基本台帳では実に四十一全選挙区の約一三・七%に上つております。憲法の保障配分については、この基準を違憲判断とすることが相当であるという指摘にさそこたえられない内容となっています。

自治大臣は、この点について私の質問に対し、

違憲訴訟が出てくる可能性はあると答弁しました。この点について私の質問に対し、

た。まさに重大な答弁です。提案者である大臣が違憲訴訟の可能性があると考えているいわば欠陥

であり、みずからこれを撤回すべきであります。さらにそれを良識の府と期待されている参議院が唯々諾々と可決するなどということは国会の権威にかかることであり、これに賛成する議員の責任が厳しく問われて当然であります。もし実際に違憲判断が下されたとき、国会は何と申し開きます

のでしょうか。次に、政党等に対する法人格付与法案について反対理由を述べます。

本来、有力な社会的存在である政党への法人格付与、そのこと自体は当然と考えます。ところが本法案は、単なる法人格付与法案ではなく、憲法違反の政党助成を受け取るための条件整備が目的です。政党助成制度とは、金権政治の根源である企業・団体献金を温存した上、憲法の思想・良心の自由を侵害して、政党を支持するしないにかかわらず、国民の税金を政党に交付する違憲の法律と言わなくてはなりません。法人格の付与をそのような違憲の政党助成の受け皿をつくることとリンクさせることは反対です。

次に、いわゆる腐敗防止法案についてですが、不十分ではありますが、連座制の強化は必要であり、これは賛成であります。

さて、最後に強く訴えたいと思いますが、日本の選挙制度の歴史の中でも、国民に入れられず戦前二度にわたり廃棄されてきた小選挙区制が今まで導入されようとしています。しかし、今なお小選挙区制には反対ないし疑問の多くの世論があり、小選挙区制に賛成した政党の国会議員の中にさえこの制度に対する疑問が少なくありません。

参議院ではこの一月、否決までした法案であります。これを具体的に動かすために、以上のような重大な問題点がありながら、今、短時間で質疑を打ち切り、採決に付することの責任は重大です。

我が国は、かつて侵略戦争やファシズムによつて諸国民にも多くの被害と犠牲を与えたにもかか

わらず、政府に侵略戦争の反省がなく、今なお日本は厳しい批判にさらされています。日本と世界のため、再びこの歴史を繰り返してはならないと

いうことは、多くの国民の一致した思いであると考えます。小選挙区制を導入し、日本の民主主義の発展に大きな障害をつくり出すことは絶対に許されません。私たち日本共産党は、憲法と民主主義を守るために闘い続ける決意を表明し、討論を終わります。(拍手)

○委員長(上野雄文君) 他に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めます。

これより直ちに採決に入ります。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(上野雄文君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、公職選挙法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(上野雄文君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

木暮君から発言を求められておりますので、こ

れを許します。木暮山人君。

○木暮山人君 私は、ただいま可決されました公職選挙法の一部を改正する法律案に対しまして、

リベラルの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政治改革を求める国民の声に応え、選挙における腐敗行為の防止を徹底するため、政府は、

本法施行に当たり、次の諸点について、遺憾なきを期すべきである。

一、組織的選挙運動管理者等に係る連座制の創設及び重複立候補者に対する連座制の適用の強化については、本委員会における審査の過程において明らかにされた立法趣旨等を十分踏まえ、その適正な施行を図るとともに、立法の趣旨及び内容の周知徹底について、万全を期すること。

二、公職選挙法違反の取締りについては、今回の連座制の強化に伴い、その影響が一層広い範囲に及ぶこととなることから、従来に増して厳正公平を旨としてこれに当たるとともに、国民の選挙運動への自発的参加を損なうことのないよう十分留意すること。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(上野雄文君) ただいま木暮君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(上野雄文君) 全会一致と認めます。よつて、木暮君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、野中自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。野中自治大臣。

○國務大臣(野中広務君) ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしましても、その御趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(上野雄文君) 次に、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(上野雄文君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上野雄文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十分散会

平成六年十一月二十四日印刷

平成六年十一月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局